

論文審査の要旨
Summary of Dissertation Review

博士の専攻分野の名称 Degree	博 士 (学 術)	氏名 Author	DWI KRISNANTO
学位授与の要件	学位規則第4条第①・2項該当		
論 文 題 目 Title of Dissertation Essays on Voluntary Tax Payment in Indonesia			
論文審査担当者 Dissertation Committee Member			
主 査 Committee Chair	高 橋 与 志	准教授	印 Seal
審査委員 Committee	市 橋 勝	教授	
審査委員 Committee	KESHAV LAL MAHARJAN	教授	
審査委員 Committee	NIRAJ PRAKASH JOSHI	准教授	
審査委員 Committee	柿 中 真	立命館大学経済学部 教授	
〔論文審査の要旨〕 Summary of Dissertation Review			
<p>開発途上国において、効果的な財政政策を実施するための税収確保はプライオリティの高い政策であるものの、自営業者など一般納税者の税務コンプライアンスは依然として乏しく、所得税・法人税の効率的な徴収の向上が喫緊の課題となっている。その課題を解決するために、納税者の税務コンプライアンスを向上させる効率的な税務政策の実施が必要不可欠である。そのため、税務コンプライアンスに関する分析は政策的及び学術的に重要性の高い研究課題である。本博士学位論文では、公共経済学及び公共経営学の分野における先行研究を踏まえた上で、納税者の自発的納税にかかる行動に関する3つの重要なトピックに特定し、フィールド・サーベイ実験をインドネシアにて実施し、計量経済学の分析手法を応用して研究を行っている。一つ目は Deterrence と Non-deterrence 要因が実際の納税行動に与える影響に関する研究、二つ目は政府ガバナンス・パフォーマンスに関する情報が納税者の納税インセンティブに与える影響、三つ目は資産保有、資産形成の理由及び選好される所得税との関係性に対する納税者の意識に関する研究である。それぞれの研究課題は新規性・重要性が高く、公共経済学・公共経営学の視点に立った研究結果及び研究含意を導出したことは非常に高く評価できる。本博士学位論文は5章から構成されている。</p> <p>第1章：導入 第2章：Deterrence と Non-deterrence 要因と納税行動 第3章：政府ガバナンス・パフォーマンスと納税インセンティブ 第4章：資産保有、資産形成の理由及び選好される所得税との関係性 終 章：結論</p> <p>主な内容は以下のとおりである。第2章では、納税動機の背景にある Deterrence と Non-deterrence に着目した上で、これらの二つの要因が実際の納税行動にどのくらい影響するのかについて検証している。インドネシアでランダム化比較実験 (RCT) を実施し、そこから得られたデータに対して計量経済学手法を応用して分析している。主な研究結果としては、Deterrence と Non-deterrence 要因ともに納税行動を高めるが、Deterrence 要因の効果は Non-deterrence 要因に比して短期間しか継続しないことが示されている。これらの結果はインドネシア税務当局がより Non-deterrence 要因に着目した税務政策を行う必要があることを示唆している。第3章では、政府ガバナンスと納税意識の関係に着目した上で、政府ガバナンスのパフォーマンスに関する情報が納税者の納税インセンティブに与える影響について、インドネシアで vignette 実験を実施し、計量経済学手法を応用して分析している。主な研究結果として、ポジティブな政府ガバナンスの情報は納税者の納税インセンティブを高めるものの、ネガティブな政府ガバナンスの情報は納税インセンティブに明らかな影響を与えるものではないことが示されている。これらの結果は、政府が行政改革などガバナンス向上に資する政策を行うことによって、人々の納税意識が高まり、ひいては税収の増加が促されることを示唆している。第4章では、開発途上国における資産保有格差 (wealth inequality) に着目した上で、資産保有、資産形成の理由及び選好される所得税との関係性に対する納税者の意識についてインドネシアで vignette 実験を実施し、計量経済学手法を応用して分析することを試みている。主な研究結果として、通常の賃金収入を通じて資産形成された場合と比較して、相続を理由として資産形成がなされた場合は、当該者はより高い所得税を支払うべきであると納税者は感じていることが示されている。開発途上国では効率的な資産課税を行うことが困難であることを考慮すれば、これらの結果は、政府による所得再分配のための個人所得のあり方について重要な示唆を与えている。</p> <p>審査委員からは、概ね高い評価のコメントであった。第3章は、Impact factor 付国際学術雑誌 (Krisnanto, D., Iraman, E., Ono, Y., Kakinaka, M., forthcoming. Applied Economics Letters) に受理されて出版が決定している (オンライン版では出版済)。これまでの研究を踏まえ、インドネシアにおける納税インセンティブに関する主要課題を体系的に構築・分析し、重要な政策含意を導出していることは高く評価される。以上の結果、審査委員全員一致で、本論文が著者に博士 (学術) の学位を授与するに十分な価値があるものと認めた。</p>			